

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

全国的に人口減少時代にある中、当市は人口の増加が続き、平成22年3月時点では、令和2年度の計画人口を14万人と推計していたが、市制施行45周年という節目の年である平成29年11月に計画より早く人口14万人に到達し、令和7年2月時点では14万2千人にまで増加している。

しかし、人口構成をみると65歳以上の高齢者の割合は27%を超え、生産年齢人口は約60%となっている。今後においても少子高齢化による労働力供給不足解消が困難と予想されることから、人手不足をカバーする目的でも先端設備等の導入による労働生産性の向上が求められる。

また、本市の産業構造は製造業の事業所数が約19.4%を占め、市内産業の中心となっており、中でも金属加工業が約22.5%を占めている。

c中小企業は、近年の物価高により収益減少等の影響を受けており、コストの増加分を十分に転嫁することが困難となっているなか、市の産業の中心を担う金属加工業においては、先端設備等の導入が品質の向上、コストの削減、生産性の向上につながると考えられる。

出典：令和3年経済センサス活動調査

(2) 目標

先端設備等の導入の促進により「第5次三郷市総合計画前期基本計画」を後押しし、活力ある工業の振興を図るため、年10件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の多様な産業、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市は市内企業の大部分を中小企業者が占めており、中小企業者の活力を増すことで地域の活性化を図り、当市が掲げる目指すべき将来都市像「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」に繋がると考えられることから、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者の幅広い取組を支援するため全業種を対象とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定及び健全な地域経済の発展に配慮することから、本計画において、次の各号に掲げるものについては認定の対象としないものとする。

- ・ 人員削減を目的とした取組
- ・ 公序良俗に反する取組
- ・ 市税を滞納又は未申告のもの
- ・ 地域環境に特に配慮が必要なもの
- ・ 三郷市暴力団排除条例（平成24年三郷市条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等反社会的勢力との関係が認められるもの

上記のほか、本計画を認定したものの進捗状況について調査を実施する場合がある。